

平成 27 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（マーク式）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. 受験番号と氏名は、解答用紙上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。さらに解答用紙の指定の欄をマークすること。
  3. 解答は、必ず解答用紙の指定の欄をマークすること。
  4. 解答用紙の解答欄にマークするときには、すべて HB の黒鉛筆を使用し、また、次の解答例に従うこと。  
(解答欄12) と表示のある問いに対して、「3」と解答する場合は、右に示すように解答欄 (12) の ③ にマークすること。
  5. 解答に際し、解答用紙の「注意事項」を必ず読むこと。
  6. 下書きの必要があれば、問題冊子の余白を利用すること。解答用紙の余白には何も書いてはいけない。
  7. この問題冊子は16頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。

(12)

①  
②  
③  
④

# 憲 法

以下の問題を読み、各問題に含まれる A と B の 2 つの文章がともに正しい場合には 0 を、A が正しく B が誤っている場合には 1 を、A が誤りで B が正しい場合には 2 を、A と B がともに誤っている場合には 3 を、それぞれ解答欄に記入しなさい。

## (解答欄 1)

- A. 判例によれば、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かということは、子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない父母の身分行為に係る事柄であるから、このような事柄は、日本国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについて、慎重に検討すべき根拠のひとつとなる。
- B. 判例によれば、相続制度をどのように定めるかは、立法府の合理的な裁量判断に委ねられているものというべきであり、たとえ嫡出子と嫡出でない子との間で生ずる法定相続分に関する区別をする合理的な根拠が認められない場合であっても、上記のような裁量権を考慮すると、当該区別を憲法14条1項に違反すると解することはできない。

## (解答欄 2)

- A. 判例によれば、県条例により有害図書の自動販売機への収納を禁止することは、青少年に対する関係において、憲法21条1項に違反しないことはもとより、成人に対する関係においても、図書の流通をまったく制約しないので、憲法21条1項に違反するものではない。
- B. 判例によれば、電話傍受は、通信の秘密を侵害せず、個人のプライバシーを侵害する強制処分とはいえないので、捜査の手段として憲法上許容される。

(解答欄 3)

- A. 参議院は、衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っているが、二院制の下では衆議院と異なる性格や機能を有する。したがって、その選挙区選出議員選挙においては、参議院に関する選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべきである。
- B. 判例によれば、衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員一人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められている。

(解答欄 4)

- A. 判例によれば、争議権の正当性の限界は、諸々の一般的基本的人権と労働者の権利との調和を破らないことであり、その調和点を何処に求めるべきかは、法律制度の精神を全般的に考慮して決すべきである。
- B. 判例によれば、労働組合は、その目的を達成するために必要であり、かつ、合理的な範囲内において、その組合員に対する統制権を有するものと解すべきである。

(解答欄 5)

- A. 判例によれば、国が行う売買契約等の行為は、私人と対等の立場で行うものとはいえ、憲法98条1項にいう「国務に関するその他の行為」に該当するので、裁判所は、その違憲性を審査することができる。
- B. 判例によれば、司法権を担う裁判官は、独立して中立・公正な立場に立ってその職務を行わなければならないが、その独立性はすでに制度上担保されているので、外見上も中立・公正を害されないように自律、自制すべきことまでは要請されない。

(解答欄 6)

- A. 判例によれば、国会議員の委員会における質疑等において、どのような問題を取り上げ、どのような形でこれを行うかは、国会議員の政治的判断を含む広範な裁量にゆだねられている事柄とみるべきであって、たとえ質疑等によって結果的に個別の国民の権利等が侵害されることになったとしても、直ちに当該国会議員がその職務上の法的義務に違背したとはいえない。
- B. 判例によれば、内閣総理大臣は、少なくとも、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、随時、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有する。

(解答欄 7)

- A. 判例によれば、憲法は政党について明文で規定していないが、憲法の定める議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないので、憲法は、議会制民主主義を支える不可欠の要素である政党の存在を、当然に予定している。
- B. 判例によれば、国民は、政党を結成し、政党に加入し、若しくは政党から脱退する自由を有するとともに、政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をすることのできる自由が保障される。

(解答欄 8)

- A. 都道府県と市町村という地方公共団体の二段階制を憲法上の要請と解する説によれば、市町村が基礎的地方公共団体として歴史的に形成されてきたことを前提に、都道府県制を廃止し、上級の地方公共団体として、道州制のような地方の広域化に対応した地方公共団体を設けることは、地方自治の本旨に反する。
- B. 憲法93条1項は、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と定め、議会を必置としているので、小規模の普通地方公共団体についても、条例で、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることはできない。

# 民法

I 以下の文章を読み、誤っている選択肢を1つ選んで、その番号にマークしなさい。なお、見解が分かれている場合には、判例の立場によるものとする。

## (解答欄9)

0. 金銭が横領され、その被害者が横領者に対して不法行為を理由とした損害賠償請求権と不当利得返還請求権とを取得し、損害賠償を求める訴訟を提起した場合、不当利得返還請求権についても訴訟の継続中は裁判上の催告の効力が認められる。
1. 短期消滅時効にかかる主たる債務につき連帯保証をした者が、債権者により訴訟の提起を受け保証債務の履行を命じる判決が確定したとしても、主債務については、時効中断の効力は及ぶが短期消滅時効に服したままである。
2. 夫婦の間においてなされた暴力による被害については、被害を受けた時からではなく、離婚をした時から不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効が起算される。
3. 契約上の債権が履行不能により填補賠償請求権に代わった場合に、損害賠償請求権の消滅時効は、履行不能時から起算するのではなく、当初の債権についての起算点から起算される。

## (解答欄10)

0. 金銭消費貸借契約に基づく貸金債権は、債権者について共同相続が生じた場合、当然に共同相続人間で相続分に応じて分割される。
1. 賃貸建物の所有者たる賃貸人が死亡し、同建物が共同相続された場合、同建物の賃料債権は、共同相続人間で相続分に応じて分割して帰属する。
2. 金銭消費貸借契約に基づく借入金債務の連帯債務者の一人が死亡し、その者に相続人が数人ある場合、各相続人は、被相続人の債務の全額について、本来の債務者と共に連帯債務者となる。
3. 連帯債務者の一人と債権者との間に混同が生じた場合、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対して、その負担部分について求償をなすことができる。
4. 建物賃借人の賃料債務の保証人が死亡した場合、相続人は、相続開始後に生じた賃料債務についても当然に保証債務を負担する。

(解答欄11)

0. 本人の許諾を得て代理人が復代理人を選任する場合、復代理人は、本人に対して直接権利を有し義務を負うため、復代理人は、事務処理に際して第三者から得た物を本人に直接引き渡す義務を負い、事務処理に要した立替費用の償還を本人に対して直接請求できる。
1. 賃貸人が承諾をした建物の転貸借において、転借人は賃貸人に対して直接義務を負うため、賃貸人が転借人に対して賃料の支払を請求する場合、転借人は賃貸人に対して直接転借賃料の支払義務を負い、賃借人に前払いをしたことを対抗できない。
2. 委任者から商品を自身の名で販売することの委託を受けた受任者が、委任者の承諾を得て第三者に当該商品の再販売を委託する場合、当該第三者は委任者に対して直接権利を有し義務を負うため、委任者は第三者に対して、販売代金の支払を直接請求できる。
3. 有償寄託において、寄託者の承諾を得て受寄者から目的物の寄託を委託された第三者は、寄託者に対して直接権利を有し義務を負うため、寄託終了後に、第三者は目的物を寄託者に返還し、寄託者に対して受寄者と合意された寄託料を直接請求できる。
4. 建築請負人は建物の基本的な安全性を確保する義務を負い、建築した建物に基本的な安全性が欠ける場合に、当該建物を注文者から買い受けた買主は、請負人に対して、安全性が欠ける箇所の修補に要した費用につき、不法行為に基づく損害賠償を直接請求できる。

(解答欄12)

0. 内縁の夫が運転する自動車に同乗していた内縁の妻が、他の車との衝突により負傷した場合において、その衝突した車の運転手に対して損害賠償を請求するときには、内縁の夫の過失は、被害者側の過失として斟酌されうる。
1. 被害者に対する加害行為と加害行為前から存在した被害者の疾患とが共に原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様や程度に照らして加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失うときは、損害賠償の額を定めるにあたり、被害者の疾患が斟酌されうる。
2. 不法行為において、賠償額を定めるに際し、被害を受けた未成年者の過失を斟酌するためには、行為の責任を弁識するに足りる知能が備わっていることを必要とする。
3. 不法行為の被害者が損害賠償を請求するために提起した訴訟追行のための弁護士費用は、過失相殺の対象から除外される。

- II 以下の文章を読み、正しいものの組合せを〔選択肢〕の中から1つ選んで、その番号にマークしなさい。  
なお、見解が分かれている場合には、判例の立場によるものとする。

(解答欄13)

- ① 他人の土地に不法に建物が建築され所有権保存登記がされている場合に、その後に建物が譲渡されたが所有権移転登記がされていなければ、土地所有者は登記名義人たる譲渡人に対してのみ建物収去土地明渡請求をすることができる。
- ② 抵当権者は占有権原を有しないので、抵当不動産の所有者が抵当権の実行を妨害しようとして第三者と通謀して、抵当不動産をその第三者に賃貸した場合であっても、抵当権に基づいてこの第三者に対して妨害排除請求をすることはできない。
- ③ 賃貸借契約終了後も賃借人が権原なしに不法に不動産を占有している場合、本件不動産を所有者が第三者に譲渡したとしても、譲受人は所有権移転登記を取得しなければ占有者に対して所有権に基づく明渡請求をすることはできない。
- ④ 自動車盗難に遭い、その自動車がこれを盗んだ者により他人の土地の上に放置された場合、その自動車の所有者が自動車の放置につき不法行為責任を負わないとしても、土地所有者は自動車所有者に対して妨害排除請求をすることができる。
- ⑤ 共有に属する土地が第三者により不法に占有されている場合に、3分の1の持分しか有しない共有者であったとしても、不法占有者に対して自己への明渡しを請求することができる。

〔選択肢〕

- 0. ①②
- 1. ①④
- 2. ②③
- 3. ③⑤
- 4. ④⑤

(解答欄14)

AはBに対して、100万円の売買代金債権（以下、「本件債権」という。）を有している。Aは、本件債権を担保にCから80万円の融資を得ることにした。利息については考慮しないものとする。

- ① AがCのために本件債権に質権を設定する場合、本件債権の発生原因である売買契約の契約証書をCに交付しなければ、質権の効力は生じない。
- ② 本件債権に譲渡禁止特約が付されている場合、AがCのために本件債権に質権を設定したときは、Cが悪意であっても、質権は有効に成立する。
- ③ 本件債権に譲渡禁止特約が付されている場合、AがCに担保のために本件債権の取立を委任すれば、CはBから直接取り立てることができるが、Bは引き続きAに支払えば免責される。
- ④ AがCのために本件債権に質権を設定した場合、CはBから100万円を直接取り立てることができる。
- ⑤ AがCの債権を担保する目的で本件債権を譲渡した場合、CはBから100万円を直接取り立てることができる。

[選択肢]

- 0. ①②
- 1. ①④
- 2. ②③
- 3. ③⑤
- 4. ④⑤



(解答欄15)

- ① 目的物を引き渡した売主が、代金支払期日に買主に代金の支払を請求したが、買主がそれに応じないため、目的物をいったん引き上げて、改めて代金の支払を請求する場合、買主は、目的物の再度の引渡しの提供があるまで代金の支払を拒絶することができる。
- ② 自動車を買った買主が、当該自動車が車体番号の異なる二台の自動車が接合された違法な自動車であることが判明したため、売買契約の錯誤無効を主張して、売主に対して代金の返還を請求する場合、売主は、買主が移転された当該自動車の登録名義を売主に戻すまで、代金の返還を拒絶することができる。
- ③ 代金の提供とともに目的物の引渡しを請求された売主が目的物の引渡しを拒絶したため両債務が履行されず、買主が後日に改めて代金を提供することなく目的物の引渡しを請求する場合、売主は代金の支払の提供があるまで目的物の引渡しを拒絶することができる。
- ④ 建物の賃貸借契約の期間が満了したため、賃貸人から賃貸借の終了に基づく賃貸建物の明渡しを求められた賃借人は、敷金の返還の提供があるまで当該建物の明渡しを拒絶することができる。
- ⑤ 建築された建物の引渡しを受けた注文者は、当該建物に重大な瑕疵があるにもかかわらず請負人がその修補をしないため、他の業者に修補をさせた場合、請負人から報酬の支払請求を受けたとしても、請負人による当該瑕疵の修補に代わる損害賠償の提供があるまで、報酬額全額の支払を拒絶することができる。

[選択肢]

- 0. ①②
- 1. ①④
- 2. ②③
- 3. ③⑤
- 4. ④⑤

(解答欄16)

- ① 母子関係は原則として母の認知を待たず、分娩の事実により当然発生するので、母の死亡による遺産分割の後に嫡出でない子の存在が明らかになった場合は、遺産の再分割がなされる。
- ② 内縁成立の日から200日以後、内縁解消の日から300日以内に生まれた内縁の子は、嫡出推定を定めた民法772条を類推して内縁の夫の子と推定されるので、父子関係発生のために認知も要しない。
- ③ 認知されていない嫡出でない子であっても、父との間の親子関係の存在確認の訴えを提起することはできる。
- ④ 婚姻解消後300日以内に出生した子であっても、母とその夫とが届出より3年以上前から事実上の離婚をしていた場合には、嫡出の推定を受けない。
- ⑤ 認知をする者が未成年者であるときは、その法定代理人の同意を要する。

[選択肢]

- 0. ①②
- 1. ①④
- 2. ②③
- 3. ③⑤
- 4. ④⑤

## 刑 法

(解答欄17) 次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。下の0.～4.のうちから一つ選びなさい。

ア 懲役・禁錮は、その刑に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑については刑期の3分の1を、無期刑については10年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる。

イ 1個の行為が2個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその2分の1を加えたものを長期とする。

ウ 有期の懲役を加重する場合には20年にまで上げることができる。

エ 保護観察付執行猶予の言渡しを受け、保護観察の期間内に更に罪を犯した者については、いわゆる再度の執行猶予を言い渡すことはできない。

オ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者に5年以下の懲役・禁錮又は50万円以下の罰金の言渡しをする場合、情状により、刑の執行を猶予することができる。

0. アイ    1. ウエ    2. イオ    3. アエ    4. アオ

(解答欄18) 正当防衛・過剰防衛（刑法36条）に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものはいくつあるか。下の0.～4.のうちから一つ選びなさい。

ア 当然又はほとんど確実に侵害を予期していた行為者が、その機会を利用して積極的に相手方に対して加害行為をする意思で侵害に臨んだときは、侵害の急迫性が失われるから、正当防衛の成立は認められない。

イ 急迫不正の侵害を受けた行為者が退避可能な状況にあったにもかかわらず、防衛行為に出たときは、「やむを得ずにした行為」とはいえないから、正当防衛の成立は認められない。

ウ 急迫不正の侵害を受けた行為者が憤激又は逆上して反撃行為を行った場合、防衛の意思が失われるから、正当防衛の成立は認められない。

エ 共同正犯者の一人について過剰防衛が成立するときは、当然に他の共同正犯者についても過剰防衛が成立する。

オ 過剰防衛の効果は、刑の任意的減免である。

0. 1個    1. 2個    2. 3個    3. 4個    4. 5個

(解答欄19) 次の事実関係において X に成立する犯罪として正しいものはどれか。下の 0.～4. のうちから一つ選びなさい。

X は、〇〇社の現金輸送車の運転手 A を騙して車ごと現金を奪おうと考え、白バイ隊員に変装し、白バイ風に改造した自動二輪車に乗り、検問を装って A に停止するよう合図を送った。それに応じて A が停止すると、X は、「〇〇社の現金輸送車に爆弾を仕掛けたとの犯行声明がありました。至急、車を調べます。犯人の予告した起爆時間が迫っています。危険ですから、10メートルくらい離れていて下さい。」と嘘をついて降車を求めた。この話を信じた A がエンジンキーを差したまま降車したところ、X は、入れ替わりに現金輸送車の運転席に乗り込み、そのまま走り去ってしまった。

- 0. 強盗罪
- 1. 詐欺罪
- 2. 窃盗罪
- 3. 恐喝罪
- 4. 占有離脱物横領罪

(解答欄20) 次のア～オまでの記述のうち、間違っているものを下の 0.～4. のうちから一つ選びなさい。

ア 身の代金目的略取等罪（刑法225条の2）の犯人が、被拐取者を安全な場所に解放したが、その解放の時期が当該犯人の逮捕直後であった。この場合、その刑が減輕される余地はある。

イ X は、公務員として在職中に行った職務行為に関して、公務員の身分を失った後に賄賂を收受した。この場合、X が請託を受けていたとすれば、行った行為が職務上の不正行為ではなかったとしても、事後収賄罪（刑法197条の3第3項）が成立する。

ウ X は、併合罪関係にある A 罪（法定刑は10年以下の懲役）と B 罪（法定刑は2年以下の懲役）を犯して両罪で起訴された。この場合、裁判所は、懲役13年の刑を言い渡すことはできない。

エ X は、A の同意を得たうえで、A が B に賃貸していた A 所有の自動車に放火して焼損したが、公共の危険は生じなかった。この場合、X には建造物等以外放火罪（刑法110条1項）は成立しない。

オ X は、隣家に住んでいる祖母 A のバッグから無断で財布を取り出し、3万円を抜き取った。この場合、X には窃盗罪が成立するが、その刑は免除される。

- 0. ア    1. イ    2. ウ    3. エ    4. オ

(解答欄21) 次のア～オまでの記述のうち、間違っているものを下の0.～4.のうちから一つ選びなさい。

ア Xは、一人暮らしをしていたAをその自宅で殺害し、証拠を隠滅するためにその家屋を焼失させようとして、カーテンに火をつけた。しかし、たまたま通りかかったBに発見され、カーテンを焼損した時点で消し止められた。この場合、Xには非現住建造物等放火未遂罪が成立する。

イ Xは、自己の職務に関して賄賂を収受したうえで、職務上不正な行為を行った。この場合、Xが請託を受けていなかったとしても加重収賄罪（刑法197条の3第1項）が成立する。

ウ Xは、警察官に免許証提示を求められた場合に提示する目的で、偽造された自動車運転免許証を携帯して自動車の運転を開始した。この場合、Xに偽造公文書行使罪は成立しない。

エ Xは、古美術商から購入した掛け軸を床の間に飾っていたところ、それが盗品であることを後に知った。しかし、そのまま床の間に置いておいた。この場合、Xには盗品等保管罪が成立する。

オ 相手方を挑発して相手方による侵害を自ら招いた者が、それに対して反撃をした場合、正当防衛が成立する余地もある。

0. ア 1. イ 2. ウ 3. エ 4. オ

(解答欄22) 次のア～オまでの記述のうち、間違っているものを下の0.～4.のうちから一つ選びなさい。

ア 暴行罪と脅迫罪の法定刑の上限は同一である。

イ 脅迫罪と強要罪の法定刑の上限は同一ではない。

ウ 恐喝罪と盗品等保管罪の法定刑の上限は同一である。

エ 公文書偽造罪と虚偽公文書作成罪の法定刑の上限は同一ではない。

オ 業務妨害罪と信用毀損罪の法定刑の上限は同一である。

0. ア 1. イ 2. ウ 3. エ 4. オ

(解答欄23) 次のアからオまでの記述のうち、正しいものはいくつあるか。下の0.～4.のうちから一つ選びなさい。

ア 甲は、近所のコンビニに設置されたATMの直ぐ横脇のパフレット配布棚の中に紛れ込ませた盗撮用カメラで、Xが同ATMを操作する場面を撮影し、Xが使用したA銀行発行のキャッシュカードの暗証番号を入手した。甲には窃盗罪（刑法235条）が成立する。

イ 甲は、近所のコンビニに設置されたATMにXがA銀行発行のキャッシュカードを使って多額の現金を預け入れるのを目撃し、その現金をいただくと考えて、コンビニから出て歩き始めていたXに突然横から体当たりし、キャッシュカードをすり取って逃走した。甲には窃盗罪（刑法235条）が成立する。

ウ 甲は、近所のコンビニに設置されたATMにXがA銀行発行のキャッシュカードを使って多額の現金を預け入れるのを目撃し、その現金をいただくと考えて、コンビニから出て歩き始めていたXに対し、持っていたナイフを背中に突き付けて「死にたくなければカードを出しな」と脅し、怯えたXが差し出したキャッシュカードを受け取って逃走した。甲には強盗取財罪（刑法236条1項）が成立する。

エ 甲は、近所のコンビニに設置されたATMにXがA銀行発行のキャッシュカードを使って多額の現金を預け入れるのを目撃し、その現金をいただくと考えて、コンビニから出て歩き始めていたXに対し、持っていたナイフを背中に突き付けて「死にたくなければカードを出しな。暗証番号も教えな。」と脅し、怯えたXが暗証番号を告げながら差し出したキャッシュカードを受け取って逃走した。甲には強盗取財罪（刑法236条1項）と強盗利得罪（刑法236条2項）とが成立し、両罪は併合罪となる。

オ 甲は、近所のコンビニに設置されたATMにXがA銀行発行のキャッシュカードを使って多額の現金を預け入れるのを目撃し、その現金をいただくと考えて、コンビニから出て歩き始めていたXに対し、持っていたナイフを背中に突き付けて「死にたくなければカードを出しな」と脅し、怯えたXが差し出したキャッシュカードを受け取って逃走しようとしたが、ふと気づいて、「暗証番号も教えな」とXをナイフで更に脅してこれを聞き出した。甲には強盗取財罪（刑法236条1項）と強盗利得罪（刑法236条2項）とが成立し、両罪は観念的競合となる。

0. 0個    1. 1個    2. 2個    3. 3個    4. 4個

(解答欄24) 次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組み合わせはどれか。下の0.～4.のうちから一つ選びなさい。

ア 有印私文書偽造罪（刑法159条1項）は、「行使の目的で」、「他人の印章を使用して」私文書を偽造した場合と「偽造した他人の印章を」「使用して」私文書を偽造した場合とでなければ成立しない。

イ 有印私文書偽造罪（刑法159条1項）にいう「他人の」「署名」とは、自署に限られ、記名を含まないから、法人名義の私文書の偽造は考えられない。

ウ 有印私文書変造罪（刑法159条2項）にいう「変造」とは、名義人でない者が、真正に成立した私文書の非本質的部分に不法な変更を加え、新たな証明力等を作成する場合をいう。

エ 有印私文書変造罪（刑法159条2項）は、行使の目的を有さずに行った場合であっても成立するが、一般人が真正に成立した私文書であると誤信するに足りる外観であることを要する。

オ 無印私文書偽造罪（刑法159条3項）は、行使の目的で、他人の印章及び署名のない私文書を偽造した場合を罰するものであるが、ここにいう署名には記名が含まれる。

0. アイ    1. ウオ    2. ウエ    3. イオ    4. アウ

